

独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

学校管理下（登下校や、部活での校外遠征なども含む）における不慮のけがや疾病に備え、本校では「独立行政法人 日本スポーツ振興センター（以下、「センター」とする） 災害共済給付制度」に加入をしています。学校管理下で疾病やけがをしてしまい、医療機関等を受診した場合には、学校へ申し出てください。

1 加入期間 入学式の日～卒業式の日まで

2 2025 年度共済掛金 1,935 円（保護者負担分）

3 給付対象となる医療費

傷病に係る初診から治癒までの間の医療費総額が 500 点（5,000 円）以上の場合について給付対象となります。保険外診療・交通費等は支給対象となりません。

医療費の給付金額は、保険診療の医療費総額の 3 割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の 1 割（療養に伴って要する費用）を加算した額となります。

（例）保険診療の医療費総額が 1,000 点（10,000 円）の場合

(A) 療養に要する費用の算定額

1,000 点（10,000 円）× 3/10 = 3,000 円 … 窓口での支払額（自己負担分）

(B) 療養に伴って要する費用

1,000 点（10,000 円）× 1/10 = 1,000 円 … 1 割相当額（センター付加支給分）

(C) センターからの給付額 . . . (A) + (B) = 4,000 円

4 災害共済給付の範囲

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（教科・特別活動・学校行事）
- 学校の教育計画に基づいて行われる課外授業を受けている場合（部活動・修学旅行）
- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- 通常の経路及び方法により通学する場合（登下校）
- その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

5 対象外となるもの

治療費の総額が 500 点未満のもの

文書料・特別療養費・自由診療による治療費・交通費

受診日から 2 年間に過ぎたものは時効となります

6 手続き方法（概略）

- ① 学校管理下における災害で医療を受けた場合、速やかに学校に連絡してください。
- ② 学校(保健室)にて、必要書類を受け取りましょう。
- ③ 医療機関などで書類の記載をしてもらったら、学校(保健室)に提出してください。
- ④ 学校から申請した後、約3～4ヶ月で給付金が、保護者の口座に振り込まれます。